

「公的統計マイクロデータ等の研究活用推進コンソーシアム」（仮称）
設立要領（案）

1 趣旨・目的

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である。そして、公的統計の作成のために用いられるマイクロデータについても国民の貴重な財産であり、これらの分析により、我が国の実情を多様な観点から示すことができるようになり、社会の発展の貢献に資することが期待される。

情報通信技術の発展の下、複雑な研究や分析を容易に行うことができる環境が整ってきており、国際的にも、必要なセキュリティを確保した上でのマイクロデータの学術研究への利用が進んでいる。

我が国においては、客観的な証拠に基づく学術研究を行う上で、このようなマイクロデータは価値が高いデータであるにもかかわらず、利用手続の煩雑さ、利用機会の少なさに伴う研究スキルの不足などにより、現状は少数の研究者がマイクロデータを用いた分析を行っているにすぎず、その価値を十分に引き出せていなかった。

このため、必要なセキュリティを確保した上でマイクロデータを利用する拠点となる施設（以下「オンサイト施設」という。詳細は別紙参照。）を全国的に開設し、潜在的な研究の裾野を広げることが、公益性の高い学術研究の振興を通じた我が国の更なる発展のために不可欠である。政府においても、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）において、「オンサイト利用といった新たな利用方法の実現を目指し、実用化に向けた検討を行う。」とされており、リモートアクセスを利用したマイクロデータのオンサイト利用の仕組みが検討されつつある。

このような背景を踏まえ、マイクロデータを学術研究に利用する立場からも、今後、政府と連携してオンサイト施設を全国的に開設し研究環境の整備を推進するため、関係機関が共同して諸課題を検討する「公的統計マイクロデータ等の研究活用推進コンソーシアム」（仮称）を設立する。

2 活動内容

- (1) オンサイト施設の設置に係る課題の検討
- (2) オンサイト施設に係る官学連携の推進
- (3) オンサイト施設を利用したマイクロデータ分析の普及啓発
- (4) その他公的統計に係るマイクロデータ等の研究活用推進に係る事項の検討

3 会員

国公立大学のうち参加を希望するもの。なお、大学以外の研究機関の参加も可とする。

4 体制・事務局

事務局は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構に設置し、総務省政策統括官（統計基準担当）、統計局、独立行政法人統計センターの協力を得て、本コンソーシアムを運営する。

リモートアクセスを活用したオンサイト利用の概要

1 全体イメージ

(1) 目的

- ・ 公的統計に係るマイクロデータ（調査票情報）の提供に当たり、安全性（情報セキュリティ対策）に万全を期すとともに、多様なデータの利用など利用者の利便性を図りつつ、施設の運用・管理、審査の効率化（利用者、調査実施者双方）のため、リモートアクセスを活用したオンサイト利用（オンサイト施設においては調査票情報を保存しない）の仕組みを構築する。
- ・ 調査票情報に係るデータの集約や、利用に係る事務作業の低減を図ることにより、様々な統計データを活用した学術研究の発展を図る。

(2) オンサイト施設

- ・ オンサイト施設は、調査実施者が直接、設置・運用する場合のほか、大学等研究機関の協力を得て全国的なネットワークの構築を目指す。

(3) 利用の審査

- ・ 調査票情報の利用申請者及び調査実施者双方の申請に係る事務負担の軽減及び探索的（試行錯誤的）な研究分析の実現のため、現状のような作成しようとする集計様式や分析出力様式等の詳細の事前の申請は不要とする。
- ・ 研究成果物（分析結果）を外部に持ち出す際には、秘匿性のチェックを行う。

2 段階的整備のための検討スケジュール

- ・ 平成 27 年夏の要求（平成 28 年度予算・定員要求）により、必要な予算・人員を確保し、平成 28 年度中の運用開始を目指す。
- ・ このために、予算要求に間に合うように、引き続き必要な技術的検証（試行的運用等）を行うとともに、施設の全体イメージ・在り方など必要な検討を行う。
- ・ その後、運用開始に間に合うように、引き続き技術的検証や関係規定の整備など必要な作業を進める。
- ・ 平成 28 年度以降、対象となる統計調査やオンサイト施設の更なる拡充を進める。

(スケジュール案)

検討事項	26 年度	27 年度	28 年度
全体イメージ・在り方	→	★	
技術的検証（試行運用等）	→	→	→
規定整備	→	→	→
体制整備・運用開始			→ (段階的移行)

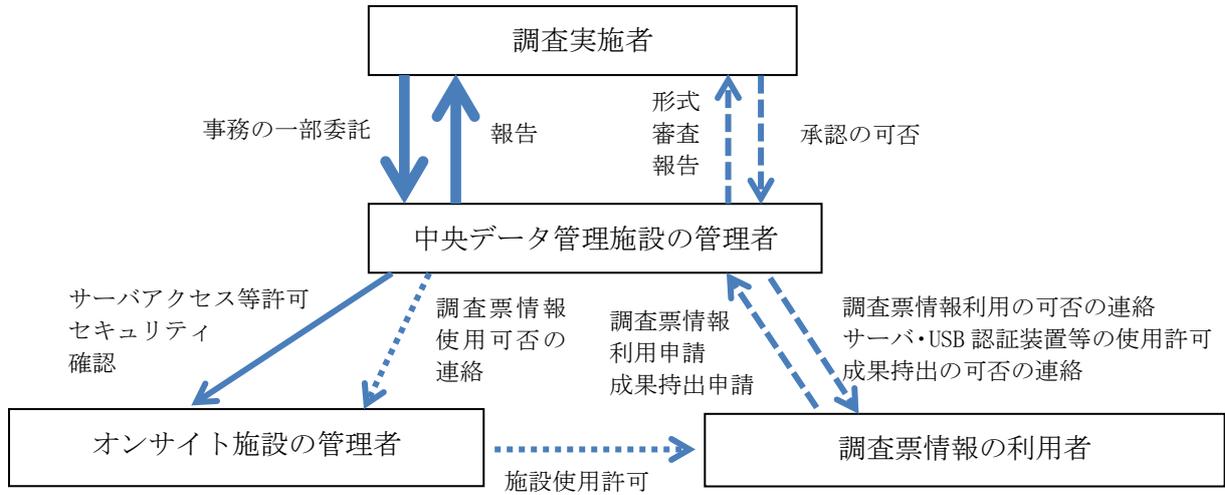
3 オンサイト施設の構成、施設管理者の位置付け

- ・ オンサイト利用の対象とする調査票情報の提供は、統計法第 33 条第 2 号の規定に基づくものとする。

<構成イメージ>

施設の種類	役割の概要
調査実施者 中央データ管理施設 管理者 ※独立行政法人統計 センターが行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○調査票情報の提供可否を判断する。 ○調査票情報の提供に係る調査実施者の事務の一部を委託 ○データを保管・管理 ○「全体システム」の保有・整備、運用管理（利用者が使用するデータ保管・情報処理用サーバ等や利用者オンサイト施設で用いる USB 認証装置も管理） ○利用者と調査実施者間の連絡業務（下記を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・提供依頼書類等や研究成果物持ち出し時の形式的チェック ・相談業務 ・WEB カメラを用いた利用状況の確認 ○利用者に対して、データ保管・情報処理用サーバ等の使用許可、オンサイト施設で用いる USB 認証装置を貸与 ○（調査実施者の事前の承諾の下）オンサイト施設の管理者に対して、データ保管・情報処理用サーバ等のアクセス許可、オンサイト施設のセキュリティの確認等 ○同一施設内でのオンサイト施設の設置・運営 ○利用者等への統計データの利活用に係る知識の普及・啓発・研修
オンサイト施設 管理者 ※大学の関係機関が 行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○データを保管しない（専用回線（IP-VPN）を通じた中央データ管理施設とのオンライン接続によるシンククライアント方式） ○施錠可能な専用室の確保及び適切な入退室管理の実施 ○「中央データ管理施設」からの遠隔管理を行い、特別の管理要員は不要 ○中央データ管理施設の管理者との間で下記を含む取り決め <ul style="list-style-type: none"> ・中央データ管理施設の管理者が保有するサーバ等のアクセス許可を求め、オンサイト施設の利用は、調査票情報の提供が認められた研究者に限定 ・セキュリティの確認は、施設整備の際や定期又は随時に、中央データ管理施設の管理者が行う ・オンサイト施設の設備や、施設に附随する情報管理のための装置等（PC、ネットワークルータ、WEB カメラ・映像データ保存用ディスク、電気代、通信代）は、原則としてオンサイト施設側の保有（負担） ○施設管理者自身が調査票情報にアクセスするわけではないことから、調査票情報の利用者には含まない ○研究者の調査票情報の利用申請時に、利用するオンサイト施設を明記 ○オンサイト施設の管理及び利用の状況については、中央データ管理施設の管理者から定期又は随時に調査実施者に報告

<それぞれの施設の管理者の関係>



※ 本別紙は「設立要領（案）」中の「オンサイト施設」の参考とするため、第18回研究会資料3を一部編集して添付したものを。